



人生の最期を迎えるにあたっていろいろな準備、具体的には、財産の相続を円滑に進めるための計画、葬儀や墓の準備などのために次のような公正証書を利用することができます。

遺言公正証書

遺言とは、自分の財産について「自分の死後に、誰に、何を引き継がせるのか」を決めておく遺言者の意思の表示です。世の中では、遺言がなかったために相続をめぐる親族間で骨肉の争いの起こることが少なくありません。遺言者自らが、自分の遺産を引き継がせる方法を決めておくことによって、法律は遺言者が決めたとおりの効果を認めてくれ、骨肉の争いを防止することができることになります。

死後事務委任

本人（委任者）が、お願いされる方（受任者）に対して、

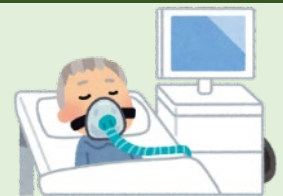
- ①生前に支払うべきであったお金の支払い
- ②返してもらえないはずのお金の受け取り
- ③葬儀や埋葬の主宰
- ④遺産を一次的に管理してもらえ人の選任の申立て



などを委任しておく内容のものです。

尊厳死

過剰な延命治療を打ち切って、自然の安らかな死を迎えることを望む方が、増えています。意識のはっきりしているうちに、そのような意思を公正証書に遺すことができます。



任意後見契約

生活、療養看護及び財産の管理をお願いする契約です。将来、本人の**判断能力が低下した時点**で、効力が発生します。

本人（委任者）が、お願いされる方（受任者）に対して、

- ① 不動産等重要財産の保存（修理）・管理（利用）・処分（売却）
- ② 銀行等との取引（預貯金の払戻し、定期の解約）
- ③ 収入（年金等）の受領、費用（公共料金支払い）
- ④ 身上監護（入院・施設入所、介護福祉サービス）契約
- ⑤ 生活に必要な大きな買い物（家具車椅子、介護ベッド等）
- ⑥ 役所関係の手続（税金納付、還付、登記住民登録）



などを委任しておく内容のものです。

追加

委任契約

本人の**判断能力が低下する前**の時期から、受任者に生活、療養看護及び財産の管理の事務を委任しておく契約です。委任契約と任意後見契約を締結しておけば、委任契約により体が不自由な状態になったときから面倒を見てもらうことができ、認知症等になっても任意後見契約にスムーズに移行することができます。

